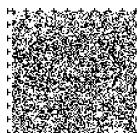


II

「快適で、安全・安心なまちづくり」 ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

第2章体系図

1. 自然環境が保全されたまちにします
【自然環境】
2. 地球環境に配慮したまちにします
【地球環境】
3. 快適な生活環境が保たれたまちにします
【生活環境】
4. 消防・救急体制が充実したまちにします
【消防・救急】
5. 防災体制が整備されたまちにします
【防災体制】
6. 安全に暮らせるまちにします
【防犯・交通安全】
7. 市民が気軽に相談できるまちにします
【消費生活・相談】



【自然環境】

1 自然環境が保全されたまちにします

●現状と課題

佐倉の自然環境の保全

本市における自然環境は、手つかずの自然ではなく、古くから人の営みと隣り合わせで身近に存在してきたものです。

本市の自然環境は、自然の象徴的な存在である印旛沼と、地域に特徴的な谷津環境、それらをめぐる水系の保全を図るとともに、多くの関係機関との連携を図っていくことが必要です。

自然環境に対する市民意識の高揚

自然環境を保全していくためには、行政の活動だけではなく、市民にとって、自分たちの生活、活動と環境との関係に対する理解を深め、広げていくことで、社会全体での自然環境保全につながっていくことが期待されます。

汚染の未然の防止

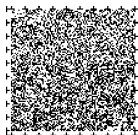
かつての産業型公害は、技術革新や法令の整備などにより減少していますが、いったん汚染されたものを回復するためには多大な費用と時間を要することになるため、未然の防止が重要となります。

谷津

台地に樹状に深く刻まれた谷間のこと。谷津の多くは豊富な湧水などを利用した水田として活用され、現在ではその水田（谷津田）と谷の両側の斜面の雑木林までを含めた一帯的な環境を持って谷津と呼ぶようになった。



畔田谷津の風景



●基本方針

谷津環境やビオトープなど、多様な生物の生息環境が保たれた場所を保全するとともに、そのような地域の自然環境に対する市民の理解を広め、市民による活動・行動につなげていけるような取り組みを進めていきます。

本市の豊かな自然環境を支える印旛沼及び河川の水質の浄化や地下水、湧水の保全など水循環の健全化を図ります。

また、大気、水質などの監視を継続的に行っていくことで、汚染の未然防止に努め、関係機関との連携、協力のもとに、速やかな発生源の特定、改善への指導や対策を進めています。

●施策

印旛沼をめぐる自然環境の保全を図ります

多様な生物の生息環境が保たれたビオトープなどの自然環境施設を保全し、国や県などの関係機関との連携を図っていきます。

印旛沼流域の水循環の健全化を図ります

地下水利用の現況調査、湧水の継続調査などを実施し、将来にわたる保全対策について専門家等を含む審議会等を設置・研究し、印旛沼流域の水循環の健全化を図ります。

地域の自然環境の知識の普及・啓発を図ります

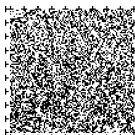
地域の自然環境に関する情報を積極的に発信し、市民や事業者等との連携協力による保全活動に取り組みます。



生きもの観察会

公害の防止、汚染の回復を図ります

大気、水質などの環境を監視するとともに、関係機関と連携しながら規制や指導を行うことで公害の未然の防止を図り、状況に応じて、拡散防止策や浄化対策も行います。



【地球環境】

2 地球環境に配慮したまちにします

●現状と課題

地球環境問題の深刻化と地域・市民レベルでの取り組み

京都議定書に基づき、2008年から2012年の5年間に、温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することが義務付けられており、さらに2013年以降の地球温暖化対策の中期目標などが国際的に検討されています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務及び事業に関する温室効果ガスの削減に関する取り組みを進めるとともに、市民・事業者との協働による取り組みを図っていく必要があります。

京都議定書

'99'年12月に京都で開催された、気候変動に関する国際連合枠組み条約第3回締約国会議(COP3)で採択され、先進各国での二酸化炭素(CO₂)やメタンなどの温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。日本は2005年に締結し、2005年に議定書が発効した。削減率は国ごとに異なっており、日本は2008～12年の間に、1990年と比べて6%削減することを求められている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

1998年10月に可決、公布された法律。京都議定書を受けて、まず第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取組むための枠組みを定めたもの。

日本に課せられた目標(温室効果ガスの1990年比6%削減)を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしている。

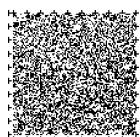
●基本方針

『佐倉市地球温暖化対策地域推進計画』に基づき、啓発活動などによって市民一人ひとりの行動に結び付けていくとともに、市役所が市内の一事業者として本市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

佐倉市地球温暖化対策地域推進計画

(平成20～29年度)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条に基づき、京都議定書目標達成計画を勘案し、佐倉市の自然的・社会条件に応じた、温室効果ガスの抑制等のための総合的計画。



●施策

市民生活における温室効果ガス削減の支援、啓発を図ります

市民一人ひとりが実践できる行動や、事業者による省エネルギー活動などの取り組みに対する啓発、支援活動を行います。

市役所の事務及び事業における温室効果ガス削減を図ります

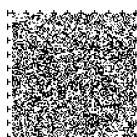
『(仮称)佐倉市地球温暖化防止実行計画』を策定し、市役所が市内の一事業者として、自らの事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減を図ります。



エコドライブの啓発



エコライフ推進員による街頭啓発



【生活環境】

3 快適な生活環境が保たれたまちにします

●現状と課題

循環型社会の構築

高度経済成長期に定着した大量生産・大量消費・大量廃棄の生活・産業形態からの変革が求められる中で、生産・流通・消費の各段階における廃棄物処理体制を整える必要があります。

また、ごみの減量化・再資源化を進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協力して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することが必要です。

不法投棄の撲滅

佐倉市は地理的条件から不法投棄が行われやすい環境にあると考えられ、不法投棄の形態は変化しつつも、依然として続いている状況にあります。

不法投棄については、事後的な対処には多くの費用がかかるため、未然の防止を図っていくことが必要です。

地域における意識向上

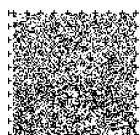
指定区域における喫煙、ポイ捨てや空き地の雑草によるトラブル、公衆トイレがたびたび壊されるなど、公共の場を快適に保つための意識の向上、啓発が必要となっています。

3 R

リデュース(reduce 廃棄物の発生抑制)、リユース(reuse 再使用)、リサイクル(recycle 再生利用、再資源化)の頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な考え方。



資源ごみの中間処理



●基本方針

『一般廃棄物処理基本計画』に基づき、一般廃棄物の計画的な処理を行うとともに、ごみの減量化・再資源化を推進し、また、不法投棄の防止と地域における環境美化活動の支援、公共の場における意識向上など、市民の生活環境を快適に保つ取り組みを行っていきます。

一般廃棄物処理基本計画
(平成 17~31 年度)
一般廃棄物(ごみ、し尿等)の現状を踏まえ、3Rを重視した廃棄物処理の基本的な方針と施策を定める計画。

●施策

計画的な一般廃棄物処理を行います

『一般廃棄物処理基本計画』に基づき、計画的な一般廃棄物の収集、処理を行います。

ごみの減量化を図ります

資源回収団体活動の支援や生ゴミ処理機の普及などごみの減量化・再資源化を推進するための支援や啓発を行います。

不法投棄の防止を図ります

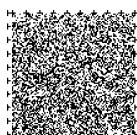
不法投棄防止の監視、指導の強化や地域の環境美化活動を支援します。

日常の生活環境の保全を図ります

指定区域での喫煙、ポイ捨て禁止などの啓発活動や公衆トイレの維持管理など、清潔な環境を保つ取り組みを行います。



不法投棄ごみの回収



【消防・救急】

4 消防・救急体制が充実したまちにします

●現状と課題

防火意識の高揚

火災の被害を最小限に防ぐためには、初期消火などの防火知識・意識の普及を図っていく必要があります。

また、住宅用火災警報器の設置の義務化以降も設置率は低い状況であり、引き続き設置に向けた啓発を図っていく必要があります。

地域の消防力の強化

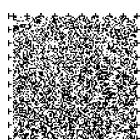
地域住民によって組織される消防団は、火災を含めた災害時の支援や、防火知識・意識の普及啓発に大きな役割を担っていますが、近年は団員数が定員に満たず、その確保が年々厳しくなっている状況です。

また、消防水利の不足している地域には防火水槽及び消火栓の新設を行っていますが、国の基準から見ると佐倉市消防水利は約400基の不足となっています。

●基本方針

消防団員や資機材の確保及び消防団の活動支援を行うとともに、市民の防火意識の普及を図り、地域における消防力の充実を図ります。

また、常備消防については、八街市、酒々井町との共同による佐倉市・八街市・酒々井町消防組合において、消防救急体制の整備を図ります。



●施策

地域における消防力の充実を図ります

消火活動のための資機材や団員の確保、啓発運動の支援とともに、団員の能力向上のための訓練などを行い、また、消防団と消防組合、地域住民との連携が図れるような体制の整備を図ります。

消防・救急体制の整備を図ります

佐倉市・八街市・酒々井町消防組合による消防・救急体制を整備します。また、消防水利の確保及び公共施設にAEDを整備します。



AED (自動体外式除細動器)

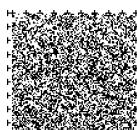
Automated External Defibrillator の略文字をとったもの。小型の器械で、体外(裸の胸の上)に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断する。もし心室細動という不整脈(心臓が細かくブルブルふるえていて、血液を全身に送ることができない状態)を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。



消防操法大会



佐倉市・八街市・酒々井町消防組合



【防災体制】

5 防災体制が整備されたまちにします

●現状と課題

地域における災害への備え

大規模災害では、ライフラインの寸断、火災などにより、公的機関の活動が大きく制限されてしまうため、平常時から行政、市民及び事業者が、防災対策を意識し、それぞれの立場で活動するとともに、互いに協力していくことにより、災害による被害を未然に防ぎ、減らすことが重要です。

個人や地域での防災意識を高め、自助・共助にむけた地域での取り組みを、行政が支援していく必要があります。

防災体制の整備

災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、市内全域を網羅していないことから、引き続き、計画的に整備を進めていく必要があります。

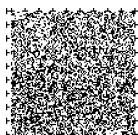
また、各避難所への防災井戸の設置、防災倉庫の資機材の管理、水害に備えた資機材の整備など、災害時の応急・復旧対策を実施するために必要となる市の災害対策体制を継続的、計画的に進めていく必要があります。

ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話など、生活に必要不可欠な基幹エネルギーの供給システム

●基本方針

自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援や防災意識の啓発を通じて、地域における防災体制の充実を図ります。また、災害時に備えた情報伝達体制や資機材、防災施設などの災害時に対応する体制の整備を図ります。



●施策

防災に関する知識・意識の普及を図ります

防災に関する知識の普及を図るために、防災訓練や防災啓発センターなどを通じた啓発活動を行います。

地域における災害への備えを支援します

災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対して支援を行います。

災害に備えた体制を整備します

防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備を図ります。



地震体験車



防災訓練での炊き出し



【防犯・交通安全】

6 安全に暮らせるまちにします

●現状と課題

治安に関する状況の変化と自主的な防犯活動

近年、自転車盗難、空き巣、車の部品ねらいなど、市民の暮らしを脅かす犯罪が多発しています。こうした犯罪の発生を抑制するために、一人ひとりの防犯意識とともに、地域での自主的な防犯活動が広がりつつあり、市や関係機関との連携を図っていく必要があります。

交通事故件数と内容の変化

佐倉市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏まえた対策を、関係機関とともに進めていく必要があります。

●基本方針

犯罪の発生に歯止めをかけるため、警察など関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、市民による自主防犯活動を支援していきます。

また、『佐倉市交通安全計画』に基づき、警察など関係機関と連携した交通安全対策、啓発活動を推進します。



歳末警戒出動式

佐倉市交通安全計画
(第9次 平成23～27年度)
交通安全対策全般について、
「人」、「交通機関」、「交通環境」
といった要素の関連を踏まえて、中
長期的な施策を示した計画。

●施策

犯罪の防止を図ります

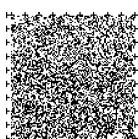
警察などの関係機関と連携を図りながら、市民の防犯意識の啓発、地域における防犯活動を推進します。

交通安全対策を推進します

交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。



交通安全啓発



【消費生活・相談】

7 市民が気軽に相談できるまちにします

●現状と課題

市民生活における様々な環境の複雑化

少子高齢化や高度情報化、国際化の進展などに伴い、私たちは以前にも増して多様なトラブルに巻き込まれる可能性が高くなっています。

市民が安心して日常生活を営むことができるよう、消費生活から法律、人権などの様々な問題に対応し、問題解決への糸口となりうる相談体制が求められています。



佐倉市消費生活センター
(ミレニアムセンター・佐倉内)
消費生活に関する閲覧コーナー、活動コーナー、相談室など、消費者が気軽に立ち寄れる施設。

●基本方針

様々な問題へ対応できる相談体制を整えるため、弁護士や消費生活専門相談員などの専門家から、問題解決に向けた適切なアドバイスを受けられる体制を整備し、また、そうした問題に巻き込まれないようにしていくための啓発活動を推進します。

●施策

安心な消費生活を送れるように努めます

消費者問題についての知識の普及・啓発を通じて、多様なトラブルに巻き込まれない自立した消費者の育成を図るとともに、消費生活センターにおける消費生活相談を推進します。

法律相談などがしやすい環境整備に努めます

法律・人権・行政など、日常生活で起こる様々な問題に対し、市民相談の窓口を整備します。



消費生活展

